

小田3丁目の防災空地1号に名前がつけました！



オダプティマルシェでの投票の様子

令和2年12月3日(日)に開催されたオダプティマルシェで、小田3丁目の防災空地1号(川崎区小田3-9-8)に名前をつけるイベントを行いました。

事前に小田3丁目町内会役員の方々と相談して用意した名前案と、当日来場した方々から提案された名前案、合計6案を候補として、来場者の皆さんに投票して頂きました。

計214名の投票結果から、小田3丁目町内会役員の方と相談して、決定した名前は…

「サンサンひろば」です！

より一層、地域で親しまれる場所となることを期待しています。

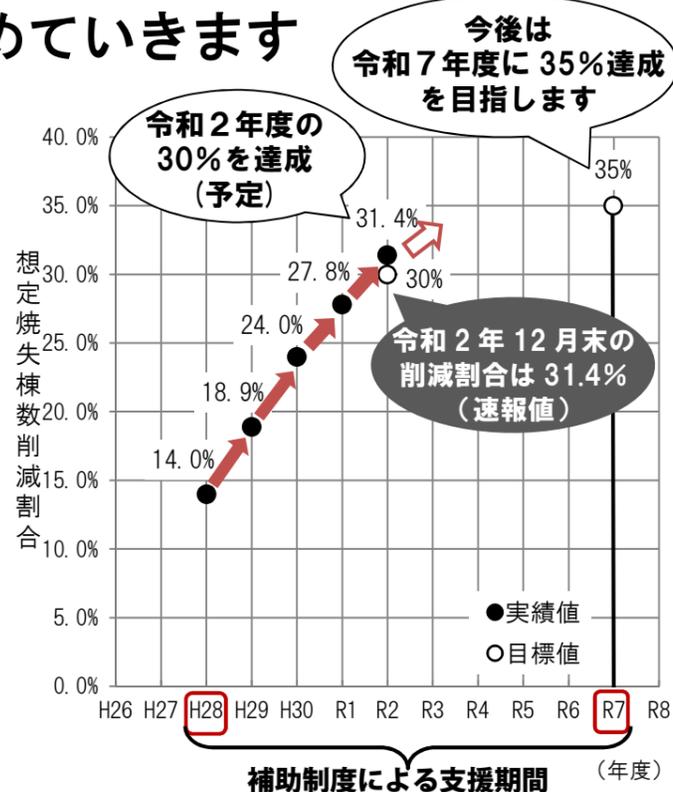
新たな目標値の達成に向け 密集市街地の改善を進めていきます

想定焼失棟数削減の目標値と達成状況

不燃化重点対策地区である小田周辺地区、幸町周辺地区は、川崎市総合計画において、「大規模地震時の想定焼失棟数の削減割合」(平成21年度川崎市地震被害想定に対する削減割合)の目標値を定めています。

小田周辺地区の令和2年12月末における想定焼失棟数削減割合は31.4%(速報値※)となり、令和2年度の目標値30%以上を達成する予定です。今後は、令和7年度に35%以上を目指し、引き続き、密集市街地の改善を進めていきます。

※集計中のため速報値としています



小田周辺地区の防災まちづくり お問い合わせ先

不燃化重点対策地区における支援制度の詳細は、右記のホームページをご覧ください。下記のお問合せ先へご連絡ください。

川崎市 不燃化 検索



<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000018063.html>

川崎市 まちづくり局 市街地整備部 防災まちづくり推進課 電話：044-200-2731 (直通)

編集協力：㈱都市環境研究所

川崎市からのお知らせ

2021

2月

第8号

小田周辺地区

防災まちづくり通信

小田・浅田の不燃化重点対策地区内の皆さま

せまい道路はなぜ危険？ 疑問にお答えします



小田在住
あさちゃん

私のまちで道路がせまいとどうして問題なの？

道路の幅がせまくて、4m未満だと、地震や火事の際に、消防車が駆けつけて消火活動や救出活動ができないかもしれないんだよ。

それに、建物が倒れて道路をふさぐと、避難ができなくなってしまうね。

緊急車両の幅と幅員



防災博士
たけお
川崎丈夫



小田在住
あさちゃん

私がふだん暮らしている分にはとてもよいまちよ。

災害の時だけでなく、救急車がおうちの近くまでこられない、ごみ収集車が集積所に近づけないなどの問題もあるよ。おうちにお年寄りがいる場合は、介護サービスがうけにくくなるかもしれないね。



道路が狭いと…
どんな問題があるのかな？

火事の時
消防車が近くまで
行けないよ

火事になったら
お向かいの家まで
火が燃え移りそう！

ゴミ収集車や
テイサービスの車も
近くまで来られなくて
不便だよ

地震で建物が
倒れてきたら道が
ふさがって逃げら
れなくなるね



道を広げて 安全で 住みよいまちに！

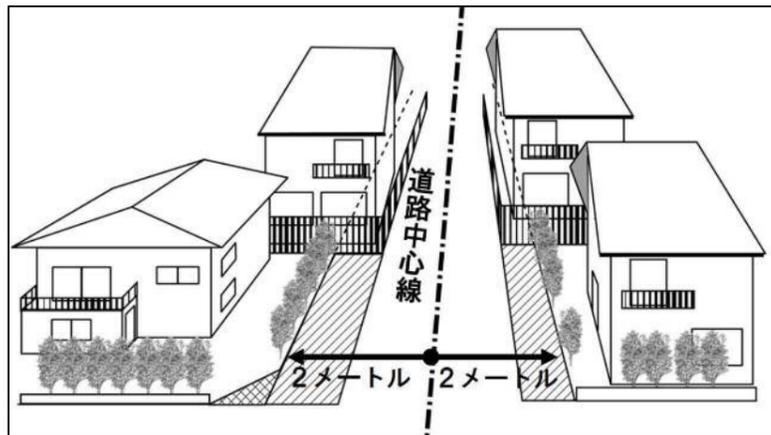
4m未満の二項道路では、道路空間の確保が必要です



火災が起きたときの避難路や生活環境を確保するため、建築基準法では、幅員4m以上のものを道路として指定しています。建物を建てる際は、原則として幅員4m以上の道路に2m以上接していることが必要です。

ただし、建築基準法が施行された昭和25年当時に、既に建物が建ち並んでいた幅員4m未満の道で指定されたものは、基本的にその中心線から水平距離2mの線を道路の境界線とみなします。このような道路を「二項道路」や「狭あい道路」と呼んでいます。

「二項道路」の道路とみなされる部分には、建物や塀の築造は認められません。そのため、4m未満の二項道路沿道では、建物を建替える際に中心から2m後退する必要があります。



後退した土地に、通行の妨げになるような植木鉢など物を置かないようにしましょう。

二項道路での後退に対して、市の支援制度があります

(制度利用には条件があります。詳細は担当課にお問合せください。)

○狭あい道路拡幅整備事業 (まちづくり局建築審査課 044-200-3016)



市が後退位置などを示す杭又は鋌を支給します。



協議、申出により市が舗装等を行います。

市で舗装をしたところには、このようなプレートがはってあります。

○後退用地の非課税 (かわさき市税事務所資産税課 044-200-3956)

後退用地を道路として利用し、一定の要件を満たす場合は固定資産税・都市計画税が非課税となります。詳しくはかわさき市税事務所資産税課までお問い合わせください。

○区画道路拡幅整備事業 (まちづくり局防災まちづくり推進課 044-200-2731)

拡幅促進路線では、支障物の撤去と新設の費用の一部を助成します(上限額30万円)。
寄付促進路線では、土地を市に寄付した場合に次の費用を助成します。

①分筆登記費の一部を助成(上限額45万円)

②奨励金を交付(土地路線価格の4割相当)

あなたのおうちの前面道路は、二項道路ではありませんか？

下の図で黒色に塗られている路線は、二項道路として川崎市がホームページで公開している道路です。あなたの家の前の道路を確認してみてください。道路が狭い場合は、将来的に後退する必要がある可能性があります。*建築手続き等により詳細な道路種別の確認が必要な場合は、まちづくり局建築審査課(044-200-3016)にお問合せください。



4mより狭かった道路が広がることで、
●災害時の消火活動等が円滑になる
●安全な避難経路が確保できる
●平常時も介護サービス車両などの通行がスムーズになる
などが期待できるのじゃ！

出典：川崎市地図情報システム『ガイドマップかわさき』
指定道路 建築基準法道路種別
<http://kawasaki.geocloud.jp/webgis/?p=1>